

02 都市づくりの方針

この章は、都市の将来を見据えた長期的な方針として「都市づくりの方針」を提示します。

都市づくりの方針は、都市計画の最も基本となる「土地利用」、都市の基盤である「インフラ」、都市の中で活動する人・モノ・サービスの動きを支える「交通政策」の大きく3分野で構成します。

●都市計画における土地利用とは

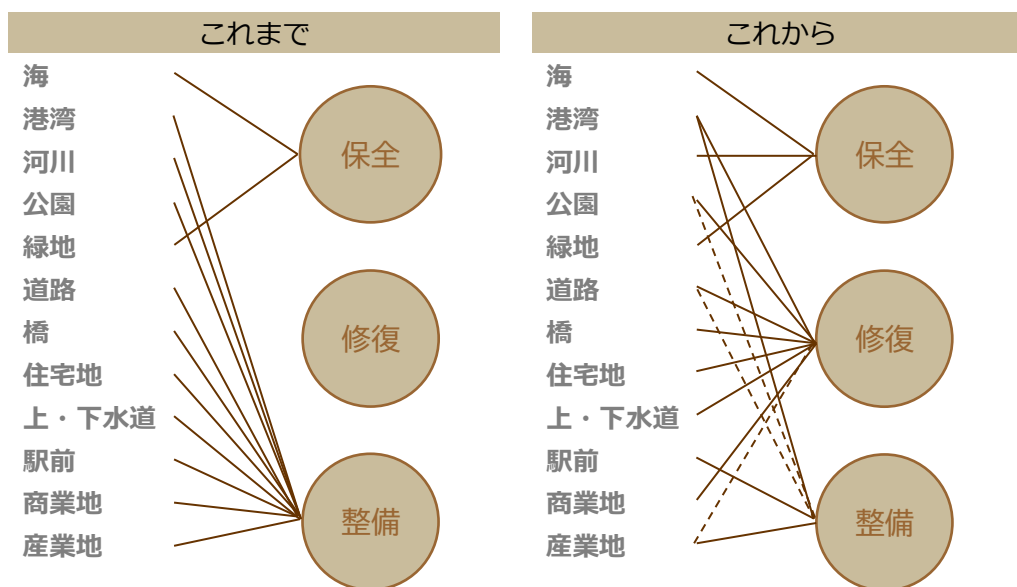
都市の中では、店舗や施設が集まり賑わいのあるまち、静かで暮らしやすいまち、豊かな自然環境に囲まれたまち、産業活動の盛んなまち、歴史情緒の漂うまちなど、様々な顔があります。都市計画の土地利用計画は、このように競合する様々な土地利用をバランスよく配置することで、心地いい生活環境づくり、活発に社会経済活動が行える環境づくり、優れた環境保全、特色あるまちなみの形成などを図っています。

●これまでの土地利用とこれからの土地利用

これまでは、主に土地利用を規制し、都市を構成する様々な要素を「整備」していくことで、秩序ある都市づくりを進めてきました。また、「拠点ネットワーク型都市づくり」を掲げ、拠点市街地や周辺市街地に集約化を図ることとしてきました。

これからは、一層、人口減少、財政減少が進む中でも、より居心地や住み心地が快適な都市づくりが求められます。そこで、限られた資源を効率的、効果的に活用しながら、バランスよく都市を「保全」「修復」「整備」することで、海やみどりを身近に感じられ、世代、性別、ライフスタイルを問わず、多様な人々が活動できる都市を目指します。また、コンパクトシティの意義は、生活サービスの維持、域内投資・消費の持続的確保、生産性向上、健康増進、財政健全化、環境保全、防災力強化など多岐にわたるもの。

◆都市づくりの傾向



※上記図は詳細な区分を示すものではなくイメージを表現したものです。

*これまでの都市づくりは、「整備」が中心でしたが、これからは「保全」「修復」「整備」を組み合わせながら進めます。

I

横須賀らしい風景を支える都市環境の保全《保全》

- 方針 1 横須賀の魅力を守り活かしながら都市づくりを進めます
- 方針 2 快適性の高い都市環境を守ります

II

都市の資産を活かしてまちをカスタマイズ《修復》

- 方針 1 都市資産を活用し地域のニーズに応える更新を進めます
- 方針 2 時代に即した適正な規模での更新を進めます
- 方針 3 環境にやさしくライフスタイルに合わせた
都市づくりを進めます
- 方針 4 防災性の向上により都市の安全性を高めます

III

都市サービスの質を高める拠点づくり《整備》

- 方針 1 まちに賑わいを生み出す拠点づくりを進めます
- 方針 2 都市に求められる産業拠点づくりを進めます
- 方針 3 都市の成長に合わせた適正な土地利用を誘導します

土地利用Ⅰ：横須賀らしい風景を支える都市環境の保全《保全》

海とみどりの保全により、豊かな生態系を守るとともに、これらが生み出す風景を活かし、豊かな生活環境づくりや多様なライフスタイルの実現につなげます。また、安全性の確保により快適な都市環境を維持します。

方針1 横須賀の魅力を守り活かしながら都市づくりを進めます

キーワード：景観、自然環境、風致地区、豊かな生活環境、多様なライフスタイル、well-being

①良好な自然環境を保全・活用します

市街地のすぐ近くに海やみどりの自然環境が残されており、これら自然環境が織りなす風景は横須賀の大きな魅力のひとつです。また、自然環境が有する機能の活用により、社会における様々な課題を解決しようという考え方、取組も進んでいます。

将来の世代に引き継ぎ、持続可能な都市づくりを進めるため、良好な自然環境を保全・活用します。

取組	風致地区の制度運用・見直し ★
----	-----------------

②地域の魅力が織りなす景観を保全・創出します

日本の近代化に貢献した歴史遺産や谷戸地形が織りなす風景などは横須賀の大きな魅力のひとつで、これらの歴史や文化を活かして観光・交流事業が展開されています。

地域の魅力を再評価した上で、これらが織りなす景観を保全・創出します。

取組	横須賀市景観計画の運用（景観計画・景観づくりの手引きの見直し） 景観条例に基づく協議と景観法に基づく届出 横須賀中央エリアまちづくり景観協定の運用
----	---

③海とみどりが生み出す豊かな生活環境を活かして多様な暮らしのできるまちを目指します

海やみどりが身近にあることで一年を通して新鮮で魅力的な農水産物を食することができます。横須賀港は地域経済に貢献するとともに国内外の物流を支えており、公園・緑地に代表されるみどりはレクリエーションの場としてだけでなく、美しい景観の形成、都市の防災性の確保、生物多様性の確保、都市環境の向上に寄与しています。

取組	土地利用関連条例の運用、見直し(海岸沿いの景観保全) エリア別アクションプランの作成・実施 ★
----	--

★…今後考えられる取組例（策定時、取組実績なし）

方針2 快適性の高い都市環境を守ります

キーワード：快適性、耐震化、バリアフリー

① 安全な都市環境を維持します

地形的、立地的条件から市内各所が様々な災害ハザードエリアに含まれています。日常生活や社会経済活動において利便性や快適性を確保するために、都市を構成する要素の耐震化やバリアフリー化などにより安全性を高め、快適な都市環境を維持します。

取組	適正な土地利用の調整（土地利用調整関連法令の運用・見直し） 宅地耐震化の推進 私有斜面地に係る防災及び災害復旧の相談・助成 急斜面地の崩壊防止の推進 防災トンネルや防災道路の整備検討 耐震強化岸壁の整備 海岸保全施設の維持管理
----	---

土地利用Ⅱ：都市の資産を活かしてまちをカスタマイズ《修復》

人口減少が進む成熟社会においては、都市化が鈍化し需要が低下するため、「整備」ばかりでは都市づくりは成立しません。今、まちにある「都市の資産」を活用し、都市をリフォームすることで持続可能な都市づくりを進めます。

方針1 都市資産を活用し地域のニーズに応える更新を進めます

キーワード：住宅政策、空き家対策、住宅等建替え、適正管理、再配置、リノベーション、更新、見直し、生活拠点、都市アセット、ストック活用

①住宅をとりまく現状を把握し計画を策定します

人口動態の変化に伴う空き家の増加、脱炭素社会に向けたエネルギー効率の向上に関する規制の強化、商業系用途地域における居住地の増加など、住宅を取り巻く現状は大きく変化しています。

これらを受け、住宅をとりまく現状を把握し、今後の住宅や住宅環境の方向性について検討し、計画を策定します。

取組	住宅事情の現状把握・分析・課題抽出 ★ 住宅マスタープランの策定 ★
----	---------------------------------------

②幅広い用途で空き地・空き家を利活用します

人口減少に伴い住宅地内には空き地・空き家が点在している状況で、「都市のスポンジ化」が進んでいます。一方で、宅配サービスや訪問診療のための駐車スペースや、キッチンカーなどの移動販売先として、低未利用地には期待が寄せられています。また、セカンドハウスや隣地利用など、生活スタイルの変化による住宅地に期待される機能も拡大しています。

空き地や空き家などの低未利用地の現状を把握するとともに、新たな利用ニーズを把握することで、新たな利用方法を模索し、利便性の向上を目指します。

取組	2世帯住宅リフォーム等への補助 空き家バンク掲載物件購入の子育てファミリー等への補助 住宅以外の用途での空き家等の活用 ★ 谷戸地域コミュニティの再生 老朽空き家等の解体指導
----	---

③時代に合わせて都市資産（都市アセット）を活用・更新します

都市での生活や活動をより便利に、快適にするために人中心のまちづくりを進め、徒歩移動の快適さやスムーズさを兼ね備えた環境づくりが求められています。その実現のためには既存ストックとして地域の資源として存在している都市資産を活用していきます。

取組	マンションの適正な管理等のサポート ★ うみかぜの道を軸とした交流空間の整備（よこすか海岸通りリニューアル）
----	---

④市民ニーズに即した公有地・公共施設の活用を行います

人口増加に応じて整備してきた公共施設は老朽化が進んでいます。また、人口減少や少子化・超高齢社会に伴い、財源の確保が難しい状況にあります。また、公共施設によって利用状況や維持管理経費に差が生じています。

公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い活用することで、財政負担を軽減化・平準化するとともに、施設の最適配置を図っていきます。また、異なる種類や機能を持つ施設の複合化・多機能化することにより、1か所に様々な施設を集約することができ賑わいが増大するだけでなく、利用者の利便性が向上するとともに、幅広い人々との交流が促進されます。

取組	横須賀市 FM 戦略プランの推進 公有未利用地の活用
----	-------------------------------

⑤横須賀の魅力を堪能できるよう機能やサービスを拡充します

社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化等を受け、上位計画や本市の各分野別計画での取組内容も変化しています。これまでの基準やルールでは取組の実施が難しい場合、上位計画等の目標や方向性に沿って、将来像の実現に向けた基準やルールの見直し等を行います。

取組	分野別計画に基づく基準等の見直し（サービス機能、宿泊機能の拡充）
----	----------------------------------

⑥都市の成長に合わせた適正な土地利用とまちなみへ誘導します

本市の用途地域などの地域地区の指定基準は、平成時代初期の成長期に作成されたものです。土地利用関連条例の多くが、現在より数多くの開発・建築計画見られた時代に作成されたものです。都市の成長に合わせて、地域にふさわしい土地利用やまちなみへ誘導するために、これからの成熟時代に即した、基準やルールの見直しを進めます。

取組	横須賀市景観計画の運用（景観計画・景観づくりの手引きの見直し） 指定容積率・用途地域等の見直し ★ 高度利用条例の見直し ★
----	--

方針 2 時代に即した適正な規模での更新を進めます

キーワード：人口規模、合理性、用途地域、高度地区、容積率

①都市づくりのルールは必要に応じて随時見直しを進めます

現在の都市計画は、高度経済成長による都市への人口流入と環境悪化、土地利用の混乱を受けて制定されましたが、決定から長い時間が経過しており、都市の実情や市民ニーズに対応しきれていない場所があります。

都市全体の現状を把握し、都市全体の見直しの方針等を定め、目標とする都市空間の実現に向けて都市計画決定・変更の手続きを行います。

取組	用途地域、風致地区、地区計画など地域地区の見直し （指定容積率の見直し含む） 道路、公園、下水道など都市施設の見直し 土地利用関連条例の運用・見直し （市街地における適正な土地の高度利用に関する条例）★
----	---

②事前協議の活用により円滑な都市づくりを進めます

土地所有者等が、一団の区域について都市計画を定める県や市に都市計画の決定または変更することを提案できる「都市計画提案制度」があります（都市計画法第 21 条の 2）。都市計画提案は、都市計画決定等に係る手続きに関する条例（平成 17 年横須賀市条例第 48 条）で提案手続き等を定めており、事前に市に相談を行うことができます。

市は、より円滑な協議運営を目的として、協議を行う上で必要な基準等の整備を行います。

取組	都市計画提案に向けた事前相談 わかりやすい事前協議システムの構築 ★
----	---------------------------------------

③都市における課題をキャッチして解決に向けた検討・取組を実施します

都市計画における課題を把握し、課題解決に向けたアクションにつなげるため、日頃、都市計画課に寄せられる課題や職員が把握した都市の課題について、年度ごとにレビューを行います。都市計画マスタープランの運用の一環として、年次レビューを踏まえて次年度事業計画に取り組みとして反映します。

取組	都市計画に係る相談記録の作成・年次レビューの作成 ★ テーマ別・エリア別アクションプランの作成・実施 ★
----	---

方針3 環境にやさしくライフスタイルに合わせた都市づくりを進めます

キーワード：安心、利便性・快適性、脱炭素、持続可能、住宅環境、低未利用地の活用

①カーボンニュートラルに向けた都市づくりを進めます

本市は、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「横須賀市ゼロカーボンシティ」を宣言しており、二酸化炭素の排出量と森林などで吸収される吸収量が等しくなり、計算上、二酸化炭素排出量の実質的に「ゼロ」となる状態を目指しています。

地域の実情に応じた再生可能エネルギー導入の推進や、省エネルギーの推進等に取り組めます。

取組	建築物再生可能エネルギー利用促進区域 ★ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進 ★ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）に対する支援検討 ★
----	--

②日常生活における利便性向上と環境負荷低減に向け ICT 技術を活用します

都市づくりにおいて、日常生活や社会活動における利便性の向上や、環境負荷の低減を実現するためにはデータ整備とデジタル技術の活用が欠かせません。また、「横須賀市デジタル・ガバメント推進方針」では、利用者中心の行政サービスの実現等に向け、行政サービスのスマート化、行政事務の効率化等の方針を掲げています。

都市計画においては、これまでに整備してきたGIS情報を活用しながら、都市計画情報の高度化を進めます。

取組	都市計画基礎調査の実施・調査結果の活用（GIS整備、オープンデータ化） 民間事業者等との連携によるHEMS、MaaS等の導入促進 ★ 通信ネットワーク環境の強化 ★
----	--

方針4 防災性の向上により都市の安全性を高めます

キーワード：安全、防災、復興計画

①住宅地の安全を確保します

近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するために、防災まちづくりの視点から総合的な対策を講じる必要があります。

災害リスクを評価した上で、地域の実情に合わせた安全確保に向けた取組を進めるとともに、災害時の避難路、日照や通風等の確保など安全で良好な環境を形成します。

取組	立地適正化計画の運用・見直し（防災指針に基づく対策） がけ地近接等危険住宅移転の検討 ★ 狭隘道路の解消 災害に対応に活用可能な公園の整備（大矢部弾薬庫跡地利活用） ★
----	---

②建築物の安全性を向上させます

既存建築物における火災安全対策として耐震化や改修を進めます。また、公共施設については、定期的な点検・診断を行いながら、適宜、安全確保・耐震化を行います。

取組	住宅・建築物安全ストック形成 (住宅・建築物の耐震化、空き家の解体、建築物火災安全改修) 横須賀市公共施設等総合管理計画の運用・改訂
----	--

③もしもに備える事前復興計画を策定します

大規模災害への備えの一環として、本市で発生しうる災害による被災の分布や規模を想定しながら、平時より被災後のまちづくりを考え、復興事前準備を進めることで、災害後の迅速かつ効率的な復興を目指します。

取組	基礎データの事前整理、分析 ★ 事前検討(復興体制、復興手順、復興における目標 等) ★ 復興訓練の実施 ★
----	--

土地利用Ⅲ：都市サービスの質を高める拠点づくり《整備》

人口減少、財源減少の進む社会において、「縮小」や「集約」だけでは都市は衰退してしまいます。人、モノ、サービスなどが集まり交流する場については、価値の維持・向上に向け、必要に応じた整備を進め、まちに活気を与え、効率的にモノやサービスを提供します。

方針1 民官連携によりまちに賑わいを生み出す拠点づくりを進めます

キーワード：拠点整備、都市拠点、地域拠点、市街地再開発

①横断的なエリアマネジメントにより都市拠点の価値の維持・向上を目指します

都市拠点としての価値を維持・向上させるため、一定エリアを横断的にマネジメントすることで都市拠点の機能増強と周辺地域の居住環境の向上を進めます。

取組	横須賀中央エリアまちづくりガイドラインの見直し ★ 街路空間の再構築・利活用によるウォークアブルなまちづくりの推進 ★ 市街地再開発事業等による総合的なまちづくりの推進 エリア内駐車場・駐停車スペースの確保 (附置義務駐車場制度の緩和や柔軟な運用検討) ★
----	--

②都市の資源を活用して地域拠点に新たな価値を創造します

地域拠点は、乗降客数が比較的多い鉄道駅等の主要結節点となっており、それら拠点の周辺には魅力的な都市の資源が存在しています。拠点が持つ資源や魅力を活かしながら整備を進め、地域拠点に新たな価値を創造します。

取組	エリア別アクションプランの作成・実施 ★
----	----------------------

③環境と防災を両立するレジリエントなまちづくりを進めます

近年の激甚化・頻発化する自然災害や夏季の暑熱対策などの社会課題に対応し、誰もが安全に快適に暮らし続けられるレジリエントな都市づくりが求められています。

特に都市の整備、開発を進める際には、「多様性の確保」「快適性の確保」「安全性の確保」に配慮します。

取組	エリア別アクションプランの作成・実施 ★
----	----------------------

方針２ 都市に求められる産業拠点づくりを進めます

キーワード：工業、産業振興

①既存の工業・流通業務地における生産環境の維持・強化を目指します

夏島町、浦郷町、長浦港、久里浜、神明町などには既存の工業・流通業務地が広がっており、これらを含む横須賀港は東京湾の湾口部にあたり、高速道路利用すると東京・横浜方面へのアクセスも便利な場所に位置しています。一方で、原材料の高騰、人手不足、工業のD X・G X化などを背景として工業地に求められる機能も変化しています。

既存工業地において、都市基盤の整備等を進め、生産環境の維持・強化を目指します。

取組 都市計画道路の整備（国道 357 号線の延伸、船越夏島線の拡幅 等）

②新たな産業や研究施設の誘致を目指します

自然環境の豊かさと交通アクセスの良さを活かし、新たな産業や研究施設の誘致を目指します。特に、未開発の土地を含む地区計画区域では、残された豊かな自然環境の保全とバランスをとりながら施設の誘致・整備を進めます。

取組 新たな立地に対する支援（都市型産業地・住宅地の形成の推進）

●インフラとは

都市を支える基盤「インフラ」とは、安心して安全で豊かな都市生活を営む上で必要不可欠なもののことで、都市計画においては道路、鉄道、河川、上下水道、公園、ごみ処理施設などを指します。

●これまでのインフラとこれから求められるインフラ

これまで「インフラ」は、コンクリートによる人口構造物「グレーインフラ」が中心でしたが、災害の激甚化・頻発化により現状のインフラだけでは限界を迎えつつあります。

これからは「グレーインフラ」だけでなく、緑や水などの自然環境が有する多様な機能を活用する考え方・取組「グリーンインフラ」を取り入れながら都市基盤を維持、更新、整備していきます。また、高度経済成長期以降、集中的に整備され今後急速に老朽化することが懸念されている「グレーインフラ」は戦略的に維持管理・更新することで都市機能の維持を目指します。

●グリーンインフラとは

グリーンには、動植物・水・土・風・光など多様な有機物が含まれており、「自然の（＝グリーン）」「基礎的施設（＝インフラストラクチャー）」という意味を持つ言葉です。自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に関与しデザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした取り組みは概ね「グリーンインフラ」の趣旨に合致します。「グリーンインフラ」は、「グレーインフラ」と対立するものではなく、双方の特性を発揮しながら持続可能なまちづくりを進めていくものです。

◆グリーンインフラ・グレーインフラのイメージ



みどりや水など「自然環境」

コンクリート構造物を中心とした「グレーインフラ」

自然環境が有する多様な機能を活用したインフラ整備の考え方・取組「グリーンインフラ」

I

やわらかなグリーンインフラの創出

方針1 カーボンニュートラルに着目した取組を推進します

方針2 緑や水を保全・創出します

方針3 ニーズをカタチにするグリーンインフラづくりを推進します

II

しっかりとしたグレーインフラの維持・更新

方針1 定期的な評価とメンテナンスによりインフラを維持します
《維持》

方針2 効率化・高機能化に向けてインフラを整備します《更新》

インフラⅠ：やわらかなグリーンインフラの創出

緑や水など自然環境が有する多様な機能を活用した「グリーンインフラ」の考え方・取組により、カーボンニュートラルの実現、生物多様性の確保、気候変動への適応、自然環境が有する力を活用した安全性の確保などと併せて都市基盤の維持、更新、整備を進めます。

方針1 カarbonニュートラルに着目した取組を推進します

キーワード：カーボンニュートラル、まちづくり GX、再生可能エネルギー、気候変動緩和策

①再生可能エネルギーの導入を検討します

二酸化炭素排出量の実質ゼロに向けて、省エネルギーの取組の推進と、再生可能エネルギーへの転換を併せて進める必要があります。再生可能エネルギーのさらなる導入拡大と誰もが利用できる環境を整え、家庭・事業所・農地などにおける活用を促進するとともに、エネルギーの地産地消により環境保全と安定供給の実現を図ります。

取組	面的なエネルギーの効率的な利用の推進 脱炭素に向けた都市計画制度の活用（ESG 評価を踏まえた容積率の緩和） 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の検討
----	--

②建築物の省エネルギー化を進めます

本市の温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量のうち、家庭や事業所から排出される割合が合わせて5割を占めており、日常生活や事業活動における節電や省エネルギーの取組が重要となっています。

省エネ施設の導入や既存建築物の効果的な省エネルギー化を促進するとともに、複数の建築物でエネルギーを融通し合うなどのエネルギー供給の最適化を促進します。

取組	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進 ★ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）に対する支援検討 ★
----	--

方針2 緑や水を保全・創出します

キーワード：自然環境保全、緑地の安全性の確保、生物多様性、気候変動適応策

①横須賀らしさの残る緑地や水辺の環境を守ります《保全》

緑や水には、地球温暖化の緩和や二酸化炭素の吸収など環境負荷の軽減により持続可能な都市づくりに貢献するだけでなく、魅力ある都市景観の演出など様々な効果があります。

持続可能な都市環境を支えるとともに、気候変動対策の一環としてこれら自然環境を守ります。

取組	近郊緑地特別保全地区等の機能維持増進による緑地保全 保安林制度及び自然林保全制度の運用 土地利用調整関連条例に基づく緑地保全と緑化の推進 生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討 農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続 生産緑地の指定 雨水浸透性の高い舗装の整備の推進 自然海岸の保全（養浜）
----	---

②横須賀らしさの残る緑地や水辺の環境を育てます《創出》

本市の自然環境のうち、田畑、水路、ため池、雑木林などは人々の生産活動の中で育まれてきた環境で、手入れを継続的に行うことで残すことができます。また、このような里山的環境は、様々な生物とその生育・生息環境となっていることから生物多様性にも寄与しています。

身近な自然とふれあえる場として、里山的環境など横須賀らしさの残る緑地や水辺環境を育てます。

取組	生物多様性の確保に配慮した河川の維持管理 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討 里山的環境の保全・活用
----	--

方針3 ニーズをカタチにするグリーンインフラづくりを推進します

キーワード：適正配置、マネジメント、活用、民間投資の拡大

①公園・緑地や公共施設などのあり方を検討し適正に配置、整備します

公園・緑地や学校などの公共施設の多くは、既にグリーンインフラの要素を兼ねていますが、成熟社会において、公園・緑地や公共施設などはあり方の再考が求められています。

利用者ニーズや管理運営状況を踏まえ、従来のインフラを活用しながら、適正な配置、機能の補完、整備を行います。

取組	横須賀市F M戦略プラン 都市公園の適正配置のあり方検討 ★ 既存公園の機能の見直しの検討（公園のストック再編） 公共施設の跡地利活用 （うわまち病院跡地利活用、秋谷老人福祉センター跡地利活用、 愛宕山公園リニューアル、荒崎公園隣接地拡張事業、長坂緑地活用計画）
----	--

②グリーンインフラづくりとともにあらたな賑わいを創出します

グリーンインフラには、都市基盤としての機能だけでなく、地域コミュニティ形成の場、賑わいの創出の場としての機能など多面的な効果が期待できます。一方で、初期コストがかかり、長期的なメンテナンスが必要な場合もあるなどの課題もあります。

民官民連携などにより魅力的なグリーンインフラを整備し、賑わいを創出します。

取組	都市公園等の適切な維持管理の推進 都市公園・緑地内の斜面緑地の保全手法の検討
----	---

インフラⅡ：しっかりとしたグレーインフラの維持・更新

コンクリートを中心とした都市基盤「グレーインフラ」は、自然の脅威をやり過ごし、都市にとって必要不可欠な存在ですが、その多くで老朽化の課題に直面しているため、戦略的に維持管理、更新を進めます。

方針1 定期的な評価とメンテナンスによりインフラを維持します《維持》

キーワード：点検、評価、長寿命化、最適化、メンテナンス

①都市機能維持にむけインフラの定期的な点検と評価を行います

道路、橋、トンネル、河川、下水道、港湾など、都市基盤（グレーインフラ）の多くは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。

都市基盤（グレーインフラ）の維持・更新は、定期的な評価とメンテナンスによるメンテナンスサイクルの構築とトータルコストの縮減・平準化の両立により安全・安心を確保します。

取組 インフラ施設の長寿命化対策の推進及び長寿命化計画の見直し

②安全面での最適化に向けインフラを更新します

高度経済成長期を中心に、急速な都市化の進展に対して市街地の整備を迫られていた中で、既成市街地においては計画的な整備が図られず、防災面で課題のあるエリアがあります。

市街地の防災・安全性の向上に資する都市基盤の整備を行うことで、災害に対応する機能の更新を図ります。

取組 総合地震対策計画に基づく施設の耐震性能の向上（地震対策事業）
浸水被害軽減及び施設の耐水化による浸水リスクの軽減（浸水対策事業）
住宅・建築物安全ストック形成
市街地の防災性の向上に向けた市街地再開発事業等の推進

方針2 効率化・高機能化に向けてインフラを整備します《更新》

キーワード：高機能化、バリアフリー化、整備計画

① 効率的・機能的なインフラ整備を進めます

将来に備えたグレイインフラ全体の効率化・高機能化に向けて、新たなニーズを踏まえながら計画的に修復や整備を行い、既存インフラの高機能化や既存インフラをより効率的に機能させます。

取組	横須賀市公共施設等総合管理計画の運用・見直し 横須賀市都市計画道路整備プログラムの運用・見直し 都市計画道路の整備 （国道 357 号延伸、都市計画道路 3.3.9 追浜夏島線の拡幅、 3.3.10 市内環状線の整備） 水道システムの再構築 上下水道施設の強靱化（上下水道間の耐震対策）
----	---

② 誰もが安全で安心して利用できるインフラ整備・建築物の建築を進めます

超高齢社会が進展しており、だれもが社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められています。

子ども・子ども連れから高齢者まで幅広い年齢層の公園利用者が、障害の有無やその他の事情に関わらず、安全・安心で快適に利用できるインフラ整備、建築物の建築・改修を進めます。

取組	道路・公園等のバリアフリー化の推進 建築物のバリアフリー化
----	----------------------------------

③ ニーズにこたえるインフラ整備計画に基づく整備を進めます

道路や公園など都市施設は、高度経済成長期以降に都市計画決定・変更を行い、整備を進めてきました。しかし、いまだ未整備の部分が残っている状況です。

周辺の土地利用や財政状況などインフラ整備を取り巻く状況や考え方が都市計画決定当時から大きく変化していることから、現在のニーズにこたえるインフラ整備の計画に適宜見直し、真に必要な機能を整備します。

取組	都市計画道路網の見直し方針の改定 都市計画道路整備プログラムの見直し エリア別アクションプランの作成・実施
----	---

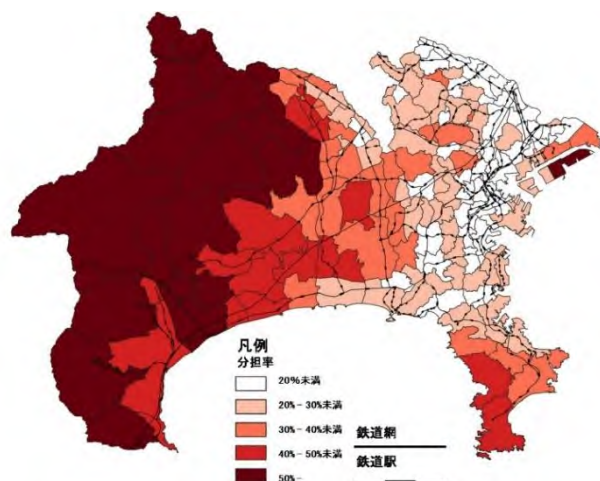
●交通を取り巻く環境と交通政策

これまで人・モノの輸送は交通事業者、運輸事業者の企業努力によって支えられてきたため、行政は道路網の構築など道路環境の整備を中心に取組んできました。しかし、人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの変化を背景として、交通需要減少による交通事業の収益性の低下や定年退職を含む退職者の増加による運転手不足、ライフスタイルの変化に伴う移動ニーズの変化など、交通を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、高齢者運転免許自主返納やマイカー保有率の低下を受け、既存の交通サービスだけでは対応が難しい状況にあります。

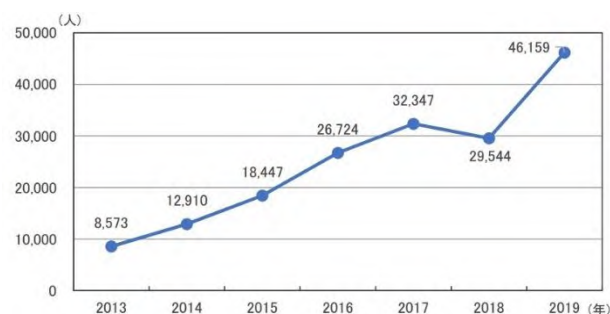
これからは、よりよい交通社会の実現のため、道路環境の整備に加えて交通に関する問題の緩和・解決に向けた政策に取り組み、人・モノ・サービスが自由に移動できる都市を目指します。

◆代表交通手段分担率(自動車)



参考：東京都市圏パーソントリップ調査（H30年）

◆県内の免許自主返納者数の推移



参考：「運転免許統計」（警察庁）

●公共交通の定義

公共交通は、誰もが一定の料金を支払うことで乗ることができる交通のことです。市民の日常生活や社会活動における移動または観光などで本市への来訪した人たちの移動のための交通手段として利用されています。本市の主な公共交通としては鉄道、乗合バス、乗用タクシーがありますが、これらを補完する電動キックボードや電動自転車のシェアリングサービスなど、新たな交通手段も含めて公共交通を考えます。

また、市民生活などにおいて自由な移動を実現するためには、鉄道、乗合バス、乗用タクシーの維持だけでなく、福祉有償運送、スクールバス、スーパーなどの商業施設の送迎バスなど、地域内で行われている移動支援サービスもふまえて公共交通を考えます。

●これから求められる地域公共交通

公共交通事業の収支バランスが取れていた時代は、行政が交通事業に深く関与してきませんでした。しかし、利用者不足による収入減少や運転手不足による乗りバスの減便など、市民生活への影響拡大が懸念されています。公共交通は市民生活や社会活動を支える重要な仕組みであることから、デジタル技術の実装や、民官連携、交通事業者間連携、他分野連携により利便性や生産性を高めながら、市も協力をしながら取り組みを進めます。また、誰もが自由に移動できる都市は活動人口が増え、まちが活性化することから、都市づくりの一環として地域公共交通の取組を進めます。

I

誰もがおでかけしやすい交通環境《住民/地域》

- 方針1 都市づくりの一環として地域公共交通を考えます
- 方針2 移動手段維持のため関係者同士の連携と支援を進めます
- 方針3 交通分野と様々な分野の連携を進めます

II

来訪者をお迎えしやすい交通環境《来訪者/広域》

- 方針1 交通モードの接続機能を強化します
- 方針2 交通ネットワークにおける接続性を向上させます

III

生活を支える交通環境《物流・サービス》

- 方針1 変化に対応できる物流環境の整備を進めます
(モノの移動・都市内物流)
- 方針2 立地を活かした広域物流の効率化を進めます
(モノの移動・広域物流)
- 方針3 サービスの移動により快適な日常生活を支えます
(サービスの移動)

交通政策Ⅰ：誰もがおでかけしやすい交通環境《住民/地域》

誰もが気兼ねなくお出かけできる、自由に移動できることは、活動人口が増え、まちににぎわいが生まれることにつながります。移動の選択肢が増えることは都市の活性化に欠かせない要素です。

都市づくりの一環として地域公共交通（鉄道・バス・タクシー・その他の地域の輸送資源）を捉え、誰もがおでかけしやすい交通環境をつくるために地域公共交通計画を策定します。

方針1 都市づくりの一環として地域公共交通を考えます

キーワード：都市交通、地域公共交通のあり方、交通 GX

①地域公共交通の現状を把握し計画を策定します

地域公共交通は、全国的に運転者不足の深刻化による経営バランスの危機、利用者減少による収支バランスの危機にさらされています。

交通事業者と市が連携しながら地域公共交通のあり方を考え、地域公共交通計画を策定します。

取組	地域公共交通を取り巻く現状把握・課題整理 ★ 地域公共交通計画の策定（関係者で共通認識が持てる目標の設定） ★
----	--

②地域公共交通におけるDX・GXを進めます

地域公共交通を取り巻く課題から、効率性・利便性の向上、エネルギーの効率化が求められており、そのためには収支バランスの確保、サービス利用者の確保、環境負荷の軽減などの課題をクリアする必要があります。

車両の電動化による走行中のCO₂排出量減少と動力費等の削減、使用電力における再生可能エネルギー地産地消による地域の脱炭素化と動力費の更なる削減など、デジタル技術を活用と併せて交通システム全体を革新し、移動の利便性、効率性、持続可能性を向上させます。

取組	民間事業者等との連携による自動運転バスやMaaSの導入促進 ★ 利便性向上のための分析等に活用可能なデータ整備 ★ EVバス・タクシー導入に向けた支援 EV充電器の設置促進 再エネ活用によるエネルギーマネジメント ★
----	--

方針2 移動手段維持のため関係者同士の連携と支援を進めます

キーワード：交通における人材確保、移動手段

①持続可能な交通サービスの提供に向け情報共有します

地域公共交通計画の策定を通じて、交通事業に対する市の関わり方を検討するとともに、交通事業者との話し合いの場を設け、これからの公共交通を維持・確保していきます。

取組	鉄道・バス・タクシー事業者との情報共有 鉄道・バス・タクシーなどの交通事業の維持（地元住民との連絡調整 など）
----	--

②地域ニーズに合った移動手段を確保します

地域公共交通計画の策定を通じて、交通事業に対する市の関わり方を検討するとともに、交通事業者との話し合いの場を設け、これからの公共交通を維持・確保していきます。

取組	乗合バス、乗用タクシーへの支援 乗合タクシーの導入検討 民間事業者等との連携による自動運転バスや MaaS の導入促進 ★
----	---

方針3 交通分野と様々な分野の連携を進めます

キーワード：持続可能な地域交通、共創

①教育環境整備の一環として安全な移動手段を検討します

本市は学校施設の老朽化と人口減少に伴い、学校規模と配置の適正化を進めています。

教育環境の整備の一環として、学区の拡大による通学困難の解消・緩和を図るために安全な移動手段を検討します。

取組	市立小中学校の学区拡大におけるスクールバスや通学補助の検討
----	-------------------------------

②観光におけるモビリティシェアリングを支援します

観光においては、交通は移動手段というだけではなく、その乗り物自体が観光資源としての役割を担っています。

市内周遊の促進にむけて、電動キックボードシェアリング実証実験や二次交通の整備に向けた補助を実施します。

取組	シェアサイクル、電動キックボードのポート設置支援
----	--------------------------

③新たなモビリティサービス導入に向けて検討します

人口減少、高齢化などを背景として新たな地域公共交通サービスに期待が寄せられています。

安全性や事業性を確保しながら、従来の交通サービス形態にとらわれない新たなサービス導入に向けて検討します。

取組	新型輸送サービス導入の検討（自動運転など） ★
----	-------------------------

交通政策Ⅱ：来訪者をお迎えしやすい交通環境《来訪者/広域》

ライフスタイルの変化を受け、モビリティに変化がみられる中では、道路整備だけでなく交通結節点やモビリティを含めたトータルマネジメントが求められます。中でも、交通拠点となるエリアづくりは利便性、アクセシビリティの確保により、来訪者をお迎えしやすい交通環境づくりを進めます。

方針1 交通モードの接続機能を強化します

キーワード：交通モード（移動手段）の接続、マルチモーダル、交通結節点(ノード)

①交通結節点（ノード）の機能を強化します

交通結節点では、交通モード（移動手段）間の乗継の利便性や乗継時の待機環境の快適性の確保が求められます。

都市拠点を中心とした交通結節点において、交通モード（移動手段）の接続性を強化します。

取組 | 地域密着型バスタの整備

方針2 交通ネットワークにおける接続性を向上させます

キーワード：道路ネットワーク、円滑化、TDM（交通需要管理）、耐災害機能強化、多重性（リダンダンシー）

①既存施設を活用した接続性の向上を目指します

交通ネットワークの確保は、道路交通の利便性の向上のみならず、地域の活性化や防災力強化などの効果もあります。

既存の高速自動車や国道の有効活用により、建設・管理コストの削減しながら交通ネットワークにおける接続性を向上します。

取組 | スマートインターチェンジの整備

②道路のネットワーク性を確保します

日常生活や社会活動を行う上で、安心して道路を利用できるよう、傷んだ地区幹線道路や生活道路の補修や整備を行います。また、交差点の改良や狭隘箇所の解消により、交通のボトルネックの解消に取り組みます。

また、高速横浜環状南線の整備等により、本市と首都圏をつなぐ広域道路ネットワークの強化が図られることを受け、地域経済の活性化、災害時の迅速な対応、観光交流の促進などにつなげます。

取組 | 地区幹線道路や生活道路の補修・整備
ボトルネック箇所の解消

③円滑な交通環境を整備します

平常時・災害時及び物流・人流の観点を踏まえた道路ネットワークの確保が求められています。また、交通渋滞の解消などの交通環境を取り巻く課題可決には道路整備だけでは困難です。

道路や車の利用方法を見直すなど交通需要の管理を行うことで、円滑な交通環境を整備します。

取組 | 総合的な交通需要マネジメント（TDM；交通容量の拡大・交通需要の調整）★

④交通ネットワークの強化によりリダンダンシーを確保します

豪雨や地震などにより生活道路が寸断され、地域が孤立してしまう可能性があります。水や食料の確保、病院等への搬送など地域住民の安心や安全のためには、交通ネットワークの代替性・多重性が求められます。

災害時や老朽化への備えとして、多様な交通モード（移動手段）間での連携や代替ルート確保により、交通ネットワークにおけるリダンダンシー（多重性）を確保します。

取組 | 都市計画道路の整備（国道357号延伸、3.3.9 追浜夏島線拡幅 など）
都市拠点や自然との交流拠点等での歩行者・自転車走行空間の構築 ★

交通政策Ⅲ：生活を支える交通環境《物流・サービス》

全国的な就業者の高齢化・担い手不足に伴う物流環境の変化や、ライフスタイルの変化に伴う通販市場の拡大等の変化など、物流・サービスの移動環境に求められるものも変化しています。

新たな物流・サービスの移動形態の変化に伴う課題を解決する取組の検討・実施していきます。

方針1 変化に対応できる物流環境の整備を進めます（モノの移動・都市内物流）

キーワード：担い手不足、通販需要、宅配、荷捌き車両、車両の大型化、物流のデジタル化、ドローン物流

①歩行者、自転車、バス、乗用車と合わせて荷捌き車両の交通環境を整備します

貨物自動車の路上荷捌きが交通渋滞や歩行者の安全な通行の阻害要因となり、荷捌きスペースの確保が課題となっています。

都市内物流の実態調査等を踏まえ、地域内の関係者の合意形成などを行いながら、物流の効率化を進めます。

取組	狭隘な道路の多い商業地・住宅地での荷捌きのあり方検討 ★ 荷捌き車両の大型化等の変化に対応できる交通基盤整備の検討 ★
----	--

②円滑に流れる物流を目指してドローンなどの新たな技術を活用します

中山間地域や過疎地域等における買い物の不便解消などを目的として、物流分野でもドローン（無人航空機）が活用されています。

さらなる人口減少、超高齢社会を見据え、坂や階段が多い地形特性からくる課題を克服する手段として、ドローンなどの新たな技術活用します。

取組	ドローン物流実用化に向けた検討 ★
----	-------------------

方針2 立地を活かした広域物流の効率化を進めます（モノの移動・広域物流）

キーワード：広域物流、モーダルシフト、ロジスティック、物流ネットワーク

①横須賀港のポテンシャルを活かして物流事業を推進します

横須賀港は東京湾口部に位置しているため、湾奥までの航行時間の短縮が見込め、陸路での東京方面への交通アクセスは良いです。また、トラックドライバーの人材不足や輸送運賃の値上げなど、物流を取り巻く環境が厳しくなっており、トラック等の自動車から船舶へのモーダルシフト（貨物輸送手段の転換）が進む可能性が高まっています。

横須賀港は、新規ふ頭の整備と併せて、ポテンシャルを活かした物流事業を推進します。

取組	横須賀港の利活用促進 横須賀港新港地区第2突堤の埋立て
----	--------------------------------

②広域物流に対応した基盤を整えます

首都圏で大規模地震が発生した場合には、港湾から緊急物資地等の円滑な受け入れが市民生活や港湾活動に安全・安心をもたらします。

大規模地震発生時の緊急物資輸送やフェリーなど国内における海上幹線物流機能を維持するため、耐震強化岸壁を整備します。また、円滑な物流に寄与するアクセス道路の整備も進めます。

取組	耐震強化岸壁の整備 都市計画道路の整備（国道357号延伸、3.3.9追浜夏島線拡幅など）
----	---

方針3 サービスの移動により快適な日常生活を支えます（サービスの移動）

キーワード：買い物弱者、移動販売、移動診療、サービスの移動

①買い物の不便な地域を支える配達事業を維持します

高齢化が進み、自宅周辺に食料品店等がなく、坂や階段が多いために日常の買い物に不便を感じている人が増えています。

買い物の不便な地域においては、食料品・日用品の市内各所への配達事業や移動販売など、サービスが自宅周辺にやってくる配達事業などの維持に向けて民間事業者へ働きかけを行います。

取組	買い物困難者のいる地域への配達・移動販売の継続に向けた働きかけ
----	---------------------------------

②日常生活に必要な新たなサービス形態を支える交通基盤整備を検討します

都市公園の再編や利活用、ウォークアブル空間の創出などにより、オープンスペースの多面的な活用が広がりを見せており、キッチンカーなど移動販売車の車両登録数は増えています。

日常生活に必要な新たなサービス形態として注目されるだけでなく、賑わいづくりや地域経済効果の創出等が期待できることから、これらを支える交通基盤の整備を検討します。

取組	移動販売車の駐車場の確保 移動診療車の駐車場の確保 ★
----	--------------------------------

03

アクションプラン

この章では、市民・事業者・市が目標とする都市空間を実現するための「アクションプラン」の枠組みを提示します。

地域が抱える課題やニーズに対し、テーマやエリアを単位としたアクションプランを作成した場合、都市計画審議会の議を経ることで本計画に随時位置付けることができることとします。これにより、まちづくりの気運を逃さずに、まちづくりの取組に機動力を持たせます。

(1) これからのまちづくりに求められること

人口減少、超高齢社会を迎え、変動的で複雑化する社会において、まちづくりは気運を逃さず機動力を持たせながら進めることが求められます。

行政・市民・事業者の活動を含めたまちの将来像や取組の方向性を共有しながら、まちづくりにイノベーション(革新)を起こします。

また、これからは新たに開発するだけでなく、先人が築き上げてきたまちをリノベーション(機能・価値の再生に向けた改修)したり、コンバージョン(用途転換)しながら、横須賀の個性と魅力を活かしていきます。

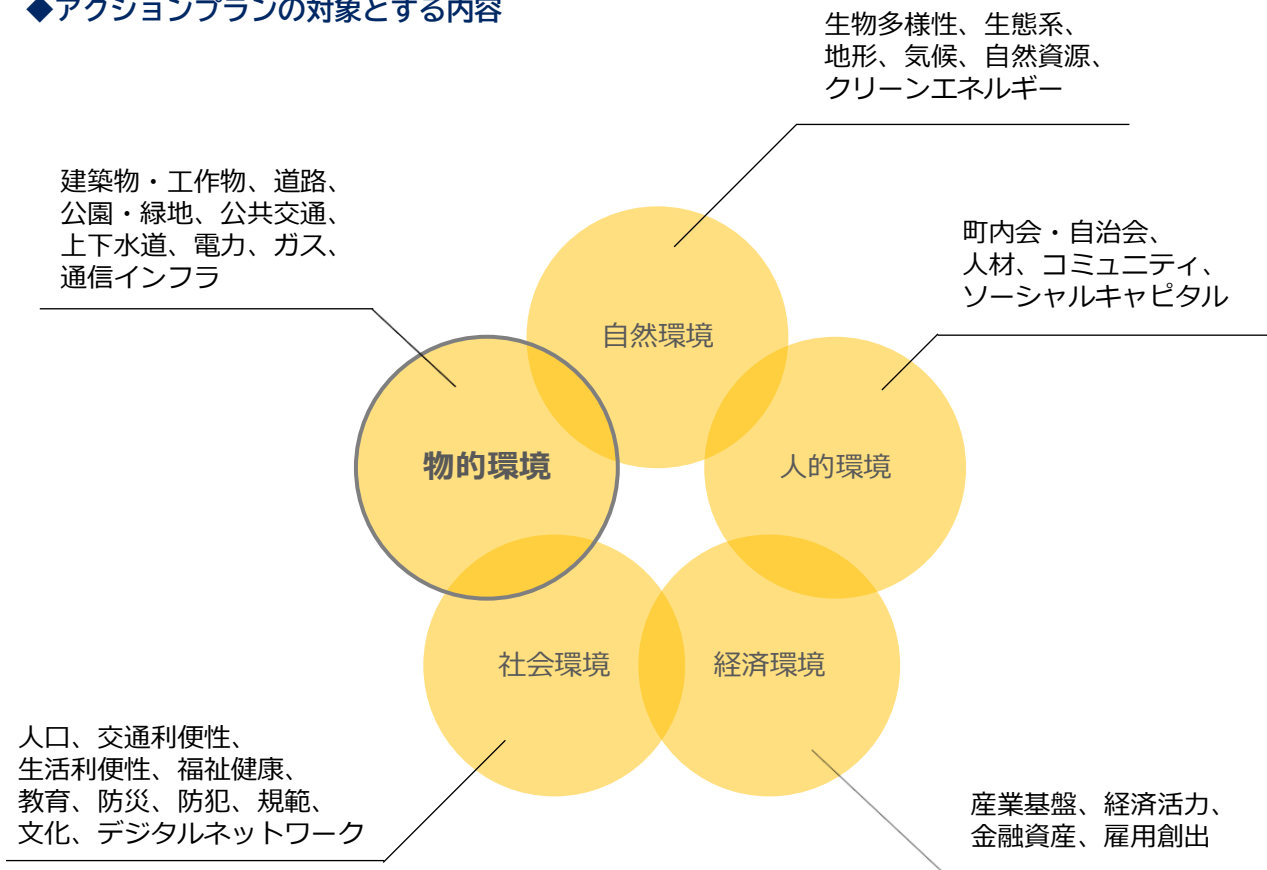
(2) アクションプランとは

まちが抱える課題を解決し、魅力を活用するための「アクションプラン」を作成することで、現状のルールや利用方法を見直し、市民・事業者・市が目標とする都市空間を実現します。

市民・事業者・市が抱える課題には様々なものがありますが、都市計画マスタープランの「アクションプラン」では、都市の物的環境に関する課題のうち、中長期的に取り組むべきものを対象とします。市民・事業者・市等により作成されたアクションプランは、「まちづくりの羅針盤」として活用し、持続的なまちの更新を進めます。

これまでは本計画への位置づけ、事業計画、都市計画の決定・変更、事業実施など一つひとつの工程を順番に進めてきましたが、これからは連携を図りながら平行して各工程を進めていきます。

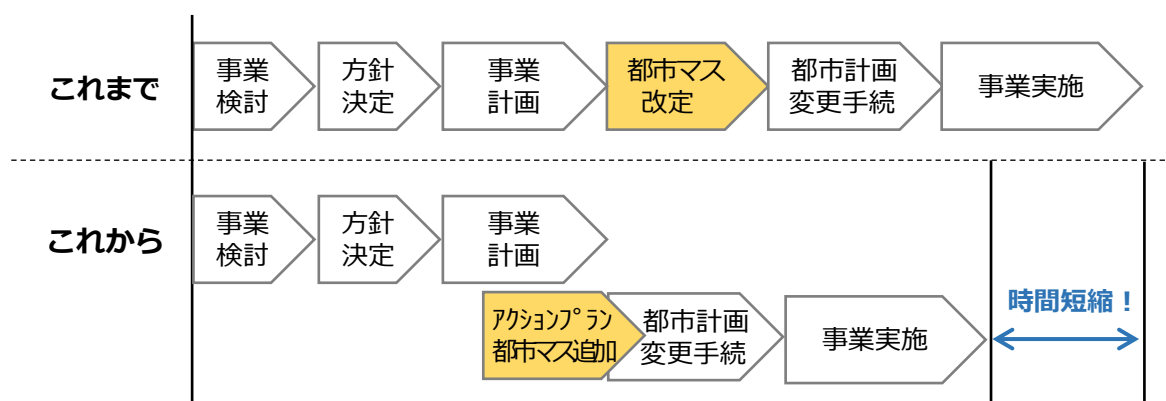
◆アクションプランの対象とする内容



◆アクションプランの作成により変わること

これまで（地区別のまちづくり方針）	これから（アクションプラン）
● 計画改定時のみ位置づけ可能 ● 全市的な課題・ニーズへの対応 ● 全地区で均一に取組を実施 ● 成長社会で求められるまちの開発	● 本計画に随時位置づけ可能 ● 地域ごと・分野ごとの課題・ニーズへの対応 ● 課題ごとにエリアを設定・取組実施 ● 成熟社会で求められるまちの更新

◆アクションプランの作成により変わること



(3) アクションプラン作成の目的とねらい

市民、市民団体、地域で活動する事業者、市役所内部からの要望を受け、アクションを起こそうとしている人たちの発意により市がプランを作成します。

関係者みんなでまちの将来像を共有しながら、取組を実行することを目的としています。

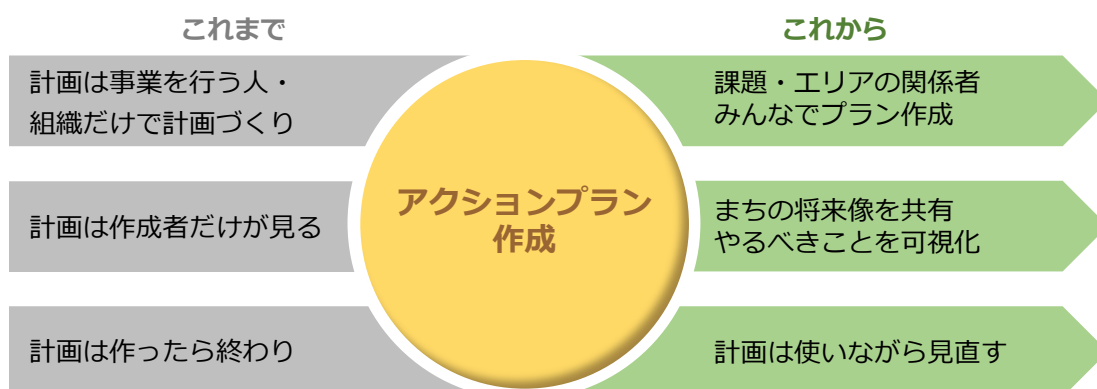
まちの将来像実現のためにやるべきことを可視化し、計画を使いながら見直すことで、実現性を高めることをねらいとしています。

◆アクションプラン作成のタイミング



アクションプランの作成により
まちの課題解決・魅力活用を実現します！

◆アクションプランのねらい

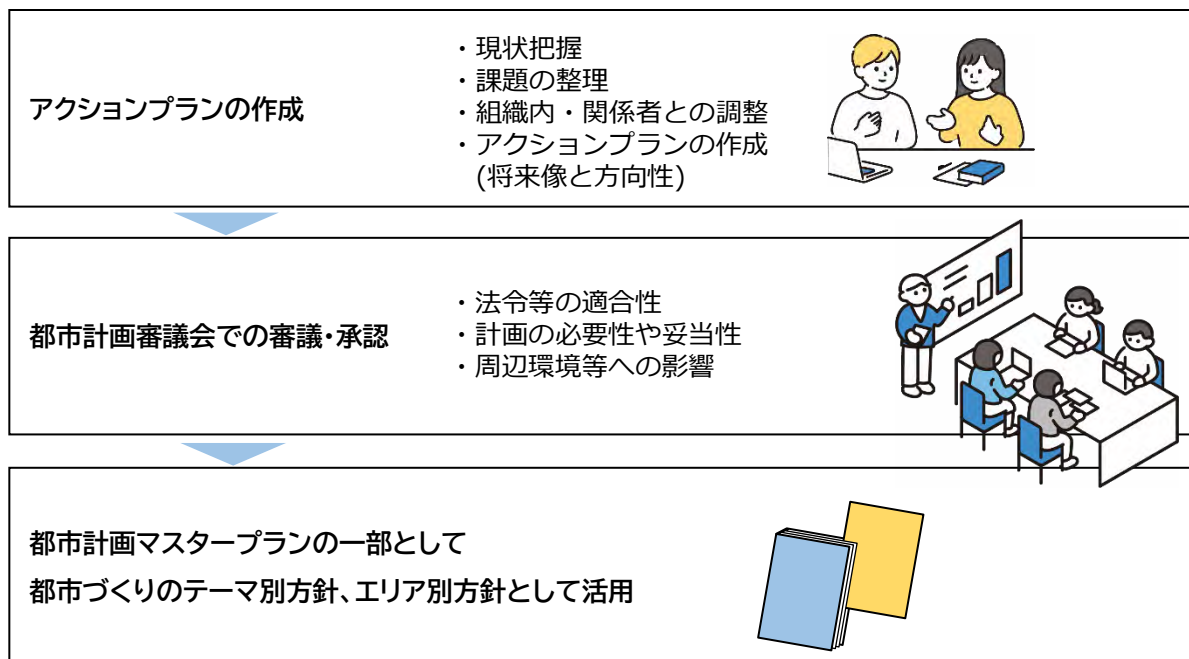


(4) アクションプランの役割

まちづくりを進める中で都市計画の決定や変更が必要となる場合は、市全体を俯瞰した上で都市計画の決定・変更の必要性や妥当性を客観的に説明する必要があります。

アクションプランは、都市計画審議会の承認を受けることで本計画の一部とし、都市計画決定・変更の必要性や妥当性を客観的に説明するツールとして活用します。

◆アクションプランが都市計画マスタープランの一部になるまで



3-2 アクションプランの内容

(1) アクションプランの内容

アクションプランには、「アクションプランの必要性」「まちが目指す姿とまちづくりの方向性」「具体的な取組」について記載します。

既存の基準やルールに支障がある場合や、土地や建物など対象となるまちの資源に関する課題の解決や魅力の展開を目指す場合は、テーマ型のアクションプランを作成します。

町内会・自治会や事業区域など一定のエリアで持っている課題の解決や魅力の展開を目指す場合は、エリア型のアクションプランを作成します。

◆アクションプランに記載する内容例

1. アクションプランの必要性
①作成の目的 ②計画の期間 ③まちの現状（概況、土地利用、交通網、施設配置、災害ハザード情報、都市計画情報、地域の資源 など） ④まちを取り巻く現状（関連法令・ガイドライン、既往調査結果、住民や関係者への説明・ヒアリング結果 など） ⑤課題（文章、図面で整理）
2. まちが目指す姿とまちづくりの方向性
①まちが目指す姿など基本的な考え方（文章、図面、パース図で作成） ②まちづくりの方向性
3. 具体的な取組
①具体的な取組（実施時期、実施主体、実施体制、内容）

(2) アクションプランの作成手順

アクションプランは、大きく現状把握→課題整理→目標・方向性の作成→具体的な取組の企画→必要に応じたプランの見直しの流れで作成します。

取組実施後に評価を行い、必要に応じてプランの修正を行う点がアクションプランのポイントです。

◆アクションプラン活用イメージと作成手順

	テーマ型のアクションプラン	エリア型のアクションプラン
まちづくり の悩み	● 基準やルールの見直し・新設 ● まちでよく見かける課題や地区横断的な社会的課題の解決 など	● エリア全体での活性化に向けた検討 ● エリアの課題解決や地域資源の活用 ● エリア内の事業間調整 ● エリア単位のまちづくり方針の作成 など
活用イメージ	● 基本的基準の変更（用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の基本方針及び指定基準 等） ● 地域地区の見直し方針（風致地区の見直し方針、建ぺい率、容積率、高さ制限等の見直し 等） ● 都市施設の見直し方針（都市計画道路の見直し方針、都市計画公園・緑地の見直し方針 等） ● 空き地、空き家の活用方針 ● 建築基準法 48 条ただし書許可の基本的考え方 など	● エリアビジョン（横須賀市西地区海岸周辺における土地利用活性化ビジョン 等） など
作成手順		
1. 背景と目的	・ 多くの人・組織が関わる中で「なぜこんなことをやっているのか」、「この基準・ルールはなぜ作られたのか」を振り返られるように、プラン作成の背景・目的を整理します。	
2. 対象の決定	・ 対象が曖昧なままプランを作成してしまうと検討が進みづらく、わかりにくいプランになりがちです。効果あるプランとなるよう対象を決定します。	
3. 現状把握	・ 課題と方向性を導き出すために現状把握を行います。 【テーマ型での作業内容例】 ・ 関連法令、ガイドラインの把握、先進事例の整理 ・ 都市計画基礎調査など既往調査データの活用 ・ 対象とする場所・モノや関連施設・サービスの概要整理（表、図面を使用） ・ 住民や関係者への説明やアンケート・ヒアリング調査の実施 など	【エリア型での作業内容例】 ・ 概況(地形、人口構成・推移 等) ・ 土地利用(土地利用現況、建物現況 等) ・ 交通網（鉄道、バス 等） ・ 施設配置（学校、病院、商店 等） ・ 災害ハザード情報 ・ 都市計画情報 ・ 地域資源 など
4. 課題整理	・ 現状把握を踏まえ、図上に情報整理しながらまちの課題を整理します。 ・ 課題の整理を行う中で、必要に応じて関係者と意識をすり合わせます。	
5. 目標・方向性	・ まちが目指す姿（目標）を想い描き、基本的な考え方やプラン作成の方向性を示します。 ・ この時、「多様性」「快適性」「安全性」が確保されているか確認します。	
6. 具体的取組	・ まちづくりの方向性に従い、具体的な取組を企画し、実施していきます。 ・ 取組実施後、評価を行い必要に応じてプランを見直します。	

意見の提出方法

1 提出期間 令和6年(2024年)12月10日(火) から
令和6年(2024年)1月7日(火) まで

2 宛 先 都市部都市計画課都市計画係

3 提出方法

- (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
(2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合)学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項

(3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・都市部都市計画課(横須賀市役所分館4階)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階 34 番窓口)
- ・各行政センター

イ 郵送

〒238-8550
横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 都市部都市計画課

ウ ファクシミリ

046-822-8537

エ 電子メール

cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。